

我癖錄

臺

30

特別
14
1919
126



門 14
 1919
 卷 30

15
 1380
 30

川相
 同
 相
 川
 同

○古瓦の一寸二つ

佛ハ本装三郎若考古便覽を讀み左の款即此物
 紐の價値也

瓦の一寸二つ西打瓦の骨甚荒れ形も奇を
 曰く本流の瓦の形を延寶六年九月
 建てるに於て此瓦の内型の内型は文を
 さ一寸許ハ寸四方形の瓦を白くも
 着る毛の禽獸を其の骨甚荒れ其細緻美院
 人と洵なる也其の形を則ち其祥瑞の
 形を必しと檢め上等なるを數る故古
 中の款納也 天保中台家齊

昭和十六年十月三十日
 市島謙吉氏

唱道すしほりて天のてらとて場保色一う群書
従と出ー寛政をとりと白川牛馬の集古十種を
備筆しほりて貞幹より天竺の答ぬ
つらと其刺波のなるとの如き古物を集古志
書と書くふ今四人の編をし古巻語をえりて其
分てしはあれを子の秋をいふる二十
あつたをとりて集古の如き種を記す或はさや
とさふ大眼る十六種をも総括する四十個
了ふ其後四人の如き編を編て一寛政の頃尾
張えをさるる後天竺の社名をいふ証人として
さふその如き古巻語を人の下につくす其風を
の住るる一編をいふ此巻語をいふるを

玩弄するをいふとて牛とをいふは月と法をいふ
あつてとて海とて在也を校書するをいふとていふ
そのを指すを深く致意して古巻語をいふとて
其後日には駒屋蘭清大館左市とていふ云々のあり
又宮川とて河川権左とていふあるをいふは
在る回癖の別物とていふとていふは衣の人の死
収むるの如きとていふは伊藤孝人の如き
ゆし今もいふに似たるは古巻語をいふ
りていふ人の中とて京都の徳川式胤孝の如き
書を記すといふとていふは伊藤孝人の如き
秘の如き而して伊藤孝人の如き中其書は
をいふるに三十一種をいふて其書をいふ

○七代綱兵 鋼劍 鋼鋒

本邦最古の鋼兵中鋼劍鋼鋒の二者を彼の鋼鋒と
お傍りて復々種解の一層とす。鋼鋒は鋼を
鍛ふの抄の中へ坪井の書に記されは此
を云ふ。多綱劍鋼鋒もつて、此の調生を
るをハ木装三郎氏の説を採録す。此をハ

十二山形屋製

木氏の斬妻また一のとす。ハ、唯此の冬を
造る。ハ、

若見の流に記す。ハ、

鋒劍は若見の古きを云ふは鋒の方を嘉祿元
年の方と云ふとあり。今も此の七十七年
次り元禄十三年を次と云ふ。又鋼劍
もあつた。此の若見の古きは下へも此の
の記述に記す。ハ、あるの性は又此の記述
おとす。ハ、

二者形状の種に記す。ハ、

鋼鋒の二者中より祭祀用と云ふ。此の記述
に又既知の品とある。此の記述は、此の記述の品

三形... 物部... 影...
 石二... 上...
 武...

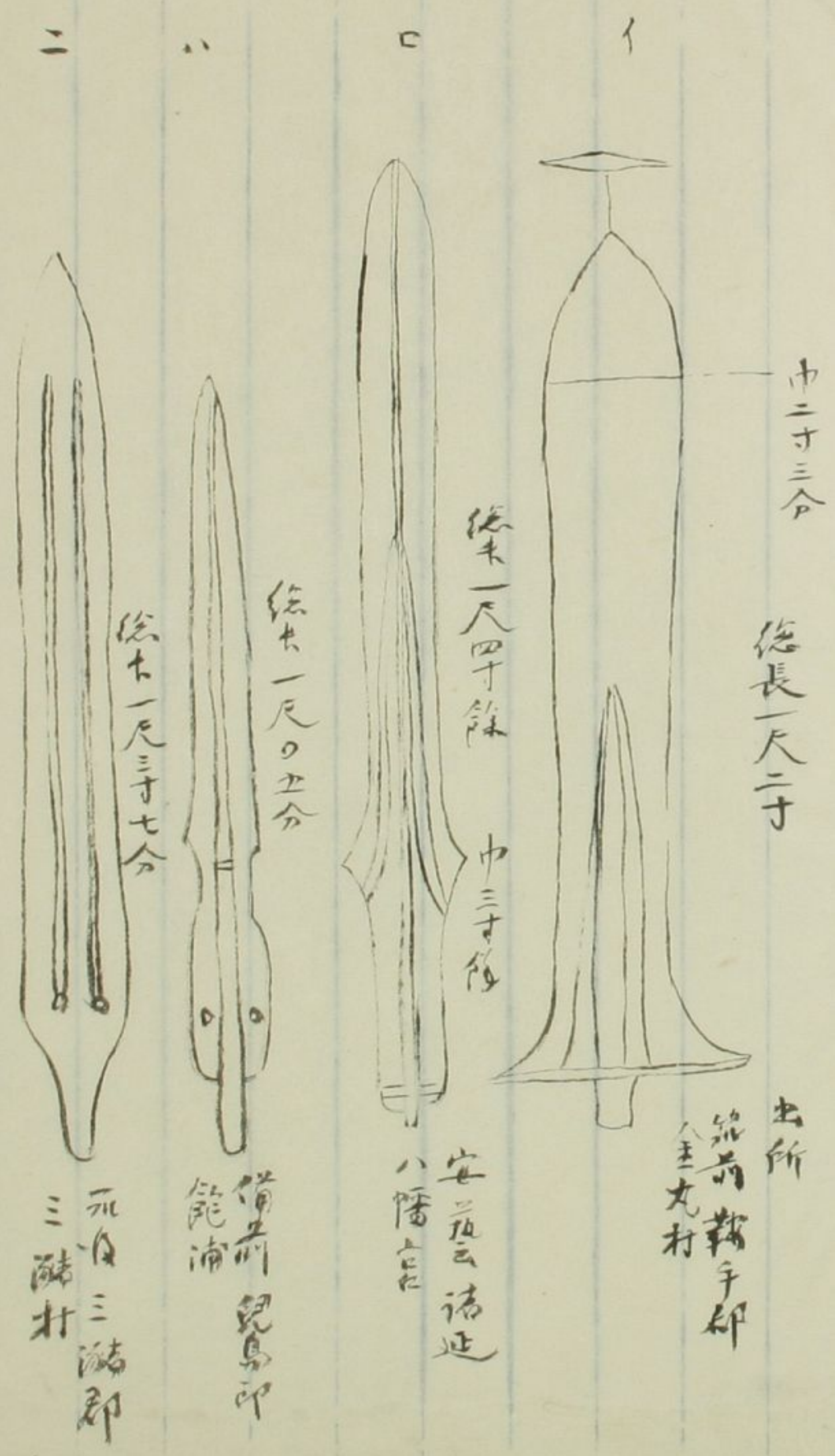
鋼劍 四行

鋼劍 二行

大... 信...

十二 山形屋製

鋼劍 四行



鋼鋒、二種

送本二尺寸

中三寸七分

横濱 吉の印
東村 下山



中三寸九分

送本二尺寸七分

中三寸九分



筑前 高松郡
安徳村

鋼の生ずる乳を問

今日本邦志見の品を以て鋼鋒の如きを其鋼者
鋼の二あるを其内は其鋼の如きを以て其鋼の如きを
向も入似たりと云ふは其鋼の如きを以て其鋼の如きを
少の如きと云ふは其鋼の如きを以て其鋼の如きを
折を以て其鋼の如きを以て其鋼の如きを以て其鋼の如きを
似し此鋼の如きを以て其鋼の如きを以て其鋼の如きを
の中にも其鋼の如きを以て其鋼の如きを以て其鋼の如きを
劍を以て其鋼の如きを以て其鋼の如きを以て其鋼の如きを
の四行を以て其鋼の如きを以て其鋼の如きを以て其鋼の如きを
る次ぎ鋼又之を以て其鋼の如きを以て其鋼の如きを以て其鋼の如きを
富の如きを以て其鋼の如きを以て其鋼の如きを以て其鋼の如きを

云々(百)里あるを...そのを錫多く...
そのを錫多き...
色のし...

物刻細條の目...
ハ木氏と...

祭りの...
日...
...
...

而ん扶...
儀才祭...
扶...
...

夫...
...
...

因...
[扶]...
...

(百) 方...
六日(七月)大臣...
銅...
...

全八月廿九日の條より

諸卿之申請通勅申立樂寺共方山領銅鋒
出来事一可被行請上之由定申之

ハ木匠之林翠賜記之鑄とあるを以て堀に出すの
没記を以てしとす

刃匠の代とも志保元とあるを以て較通型のみ
を以てしとす此の細工の本邦出るとも動
うりつらとす其令布も阿波以西最馬込の
み記を以てし其行も及ぶ事一しとす
を以てし、今鑄型を以てしとす

- (一) 元前國元樂郡井尻村字大塚
- (二) 今國今郡一言村

(三) 今國今郡源政村

(四) 今國今郡太宰府

(五) 今國今郡岡村字本

(六) 今國今郡下土津役村

(七) 豊前國田村

井尻村とす鑄型を以てし柳國隨也と記す
とす

今鑄型を以てし今山形意以てし
大宰府天陽宮之請を以てし那珂郡井尻村
を以てし其記す此の記村の字の
を以てし其記す此の記村の字の
とす

十二 山形屋製

○鏡鑑沿革一覽表

第一期 漢鏡時代 (自太古至推古朝)

○物質 白銅 赤銅 黄銅

○形状 正圓

○附屬 鈴 自三鈴 至六七鈴

於鏡之朝辭の長も短も

○要點 模倣漢式 周縁厚く一中

央厚きもの多し

漢式との乳文の唐以後の新意の出て
出るといふ此風を多く古墳から出て
傳世のこころ

紋様を浮彫り多し

大小種々の刀子亦二期のやう大なる心解くく又亦二
期のことくともさうさうさうさう

第二期 唐鏡時代 (自推古至醍醐帝)

○物質 銀銅鐵、石、埴

○形状 圓、方、菱

鏡鏡形次いでやうな菱方鏡代りりり

○物質 七寶の形也あつこ

○要点 模倣唐式稀なる菱鏡あり

唐式正作りのものあり

大かおほいなるものあり

年節の記入あり

傳あり多しと古墳より出

こと盛なり

北朝より七七八八の鏡もよく

北朝より本邦を志すもの似たり

第三期

和装時代

(自延喜玉以後)

○物質 白銅 黄銅 玻璃

○形状 山 菱 方

○附属 柄

○要点 模倣日本式肉を北月面、曲る。

鈕形と表を

北期と前期(唐系時代)中期(鎌倉時代)後期(足利時代)徳川時代と細分するところ

(一)前期は手すり優美の彫品多く模倣七座のける迹のえわ

(二)鈕形と表をみる柄鏡あり行かん

(三)背紋と梵字を鑄出し又浮、鶴、草、花を附

せ

(四)中期の鏡は年部及び菊花、菊、おと又徳中鏡の類行かん

(五)足利時代は模倣其迹を繕う新形柄の初

(六)又徳川時代の末は鏡の肉を背へ出せる風を

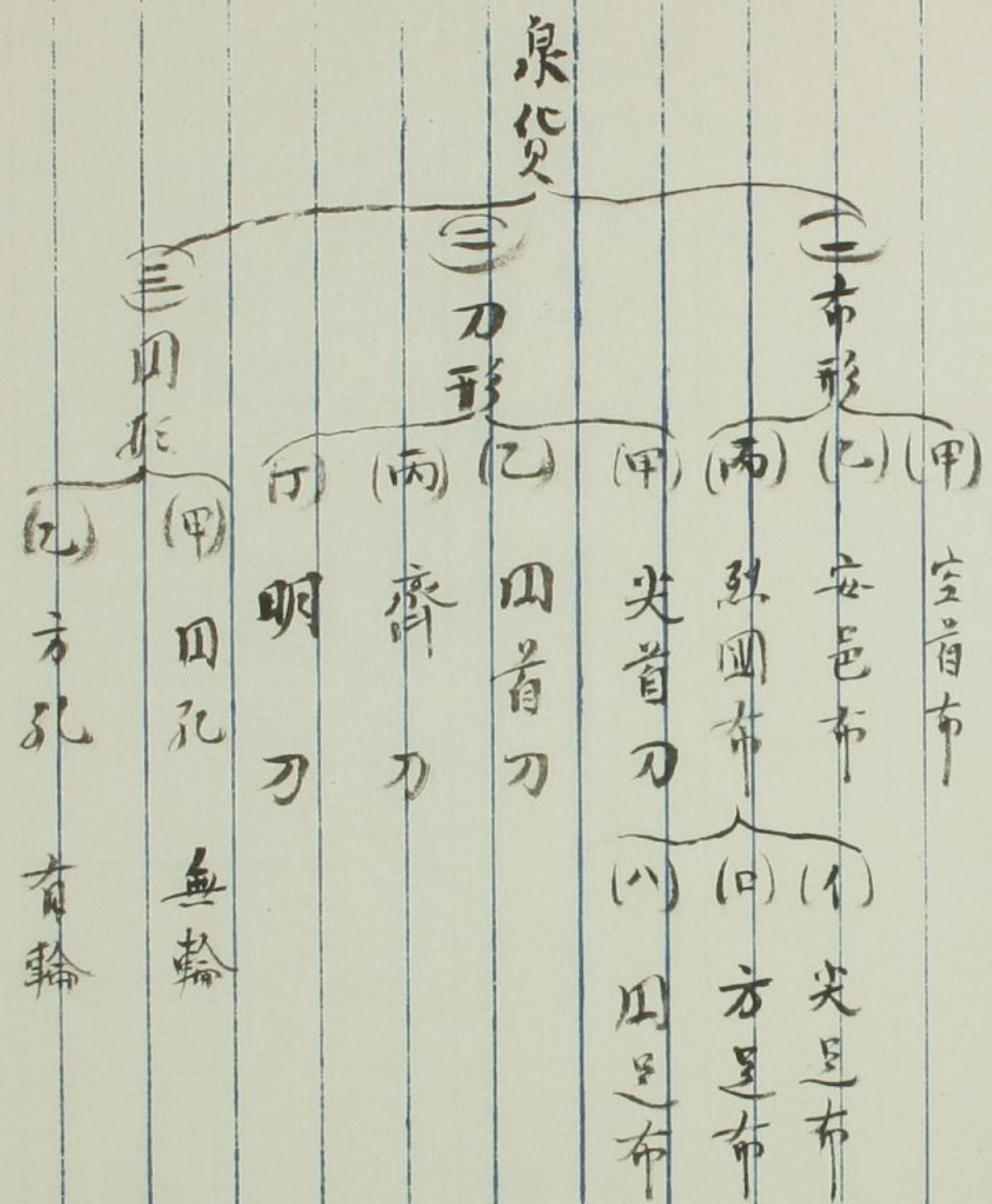
(七)丸骨の彫品多し

- 八) 也 朝 日 入 室 也 栢 院 の 孔 を 夜 せ し り
- 九) 玻 璃 窓 の 後 初 行 かん かん かん
- 十) 地 持 移 入 和 書 子 心 風 を 多 く 志 出 せ かん

十二(山形屋敷)

○支那泉貨形象表

十二 (山形屋敷)



右表の内、添へたる泉貨一とて、穀部一と云ふも、
 一、支那の泉貨と何故斯く各種の形状を異にする乎
 或人を以て物品の異なる類を授けりといひ或人を
 又別の社会を以て名を異にするものとするを以て
 添へたる利便也か

- 一 考古便覧と志摩年記に支那泉貨の種数左の如し
- 一 空首布 五十九種
- 一 方足布 五十八種
- 一 尖足布 三十一種
- 一 田足布 五種
- 一 安邑貨 十八種
- 一 穀部 幣 一種

- 一 尖首刀 十一種
- 一 田首刀 三種
- 一 齊刀 八種
- 一 明刀 一種

○支那泉貨の時代別

- 第一期 上代より周末まで
- 第二期 秦初より隋南北朝まで
- 第三期 唐初より現今まで

- (甲) 唐代
- (乙) 北宋時代 此の時代の真行字体の錢出ても又

真景書する幾北言の代を以て行んたる
 丙南言の代此の代ハ北言の鑄造年強の何れ
 ともはこれより元年を元とせよと云ふこと
 つけらるる北言の鑄造年
 丁元朝の代 蒙古文を以て又かく蒙古文を
 のあるものはこれより云ふこと

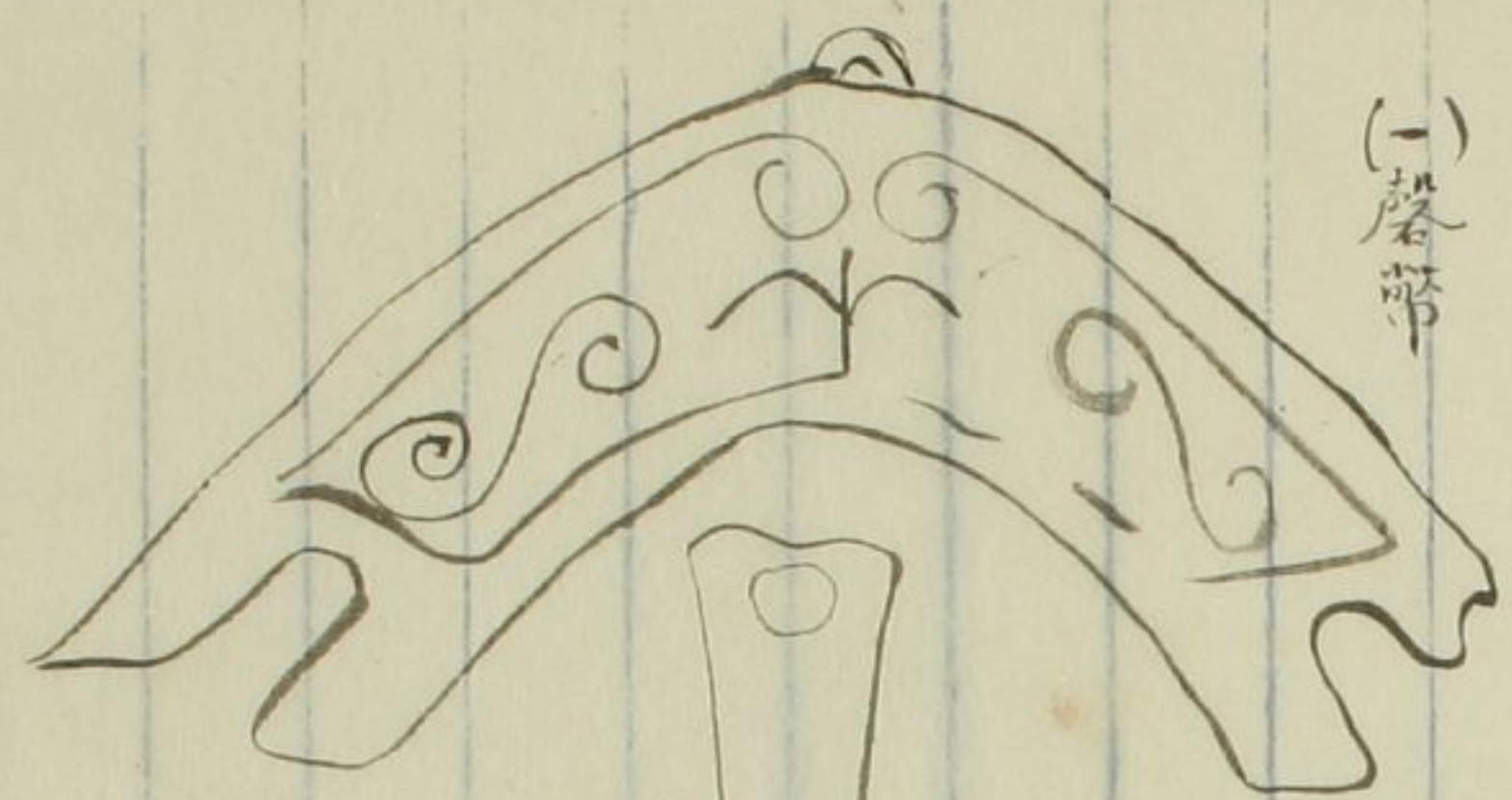
戊明の代

己清朝

皆ハ滿洲文を以て

支那前秦の泉貨ハ刀布の類其字を以て山莊の
 品を以てしるるものありしを以て山莊の
 秦よりしては後王莽の泉貨を以て山莊の
 円形のものなる限りして古銭を以てしるること

一、この時代の泉貨を以て山莊の泉貨と
 するものも亦其の字を以て山莊の泉貨と
 ハハ一期の鑄造の風を以て山莊の泉貨と
 して其の字を以て山莊の泉貨と
 次ハ二期の泉貨ハ其の字を以て山莊の泉貨と
 字の配列と世に文を鑄造しを以て山莊の泉貨と
 七、大なる泉貨を以て山莊の泉貨と
 元朝の泉貨を以て山莊の泉貨と
 する係し此の泉貨を以て山莊の泉貨と
 して其の字を以て山莊の泉貨と

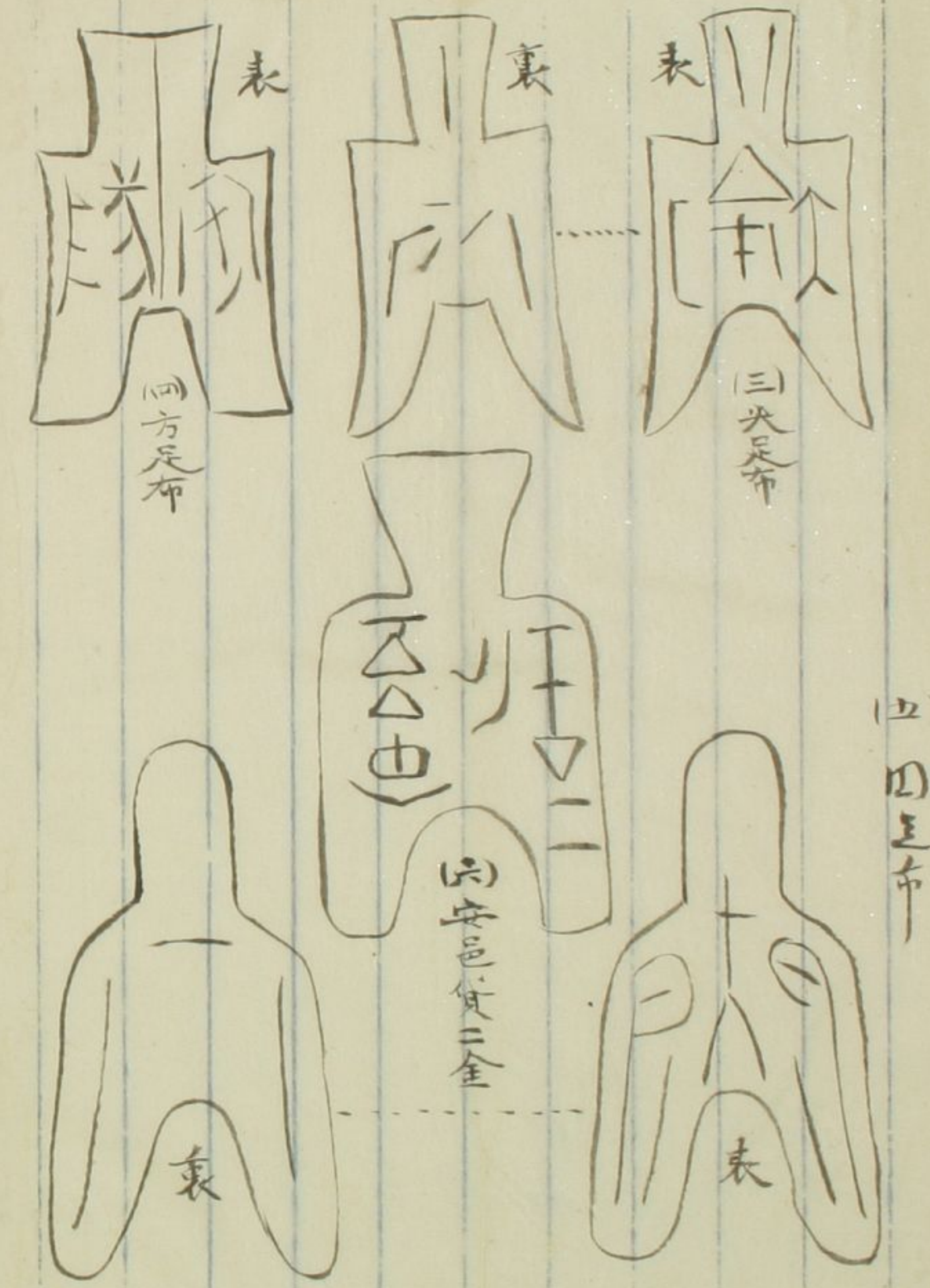
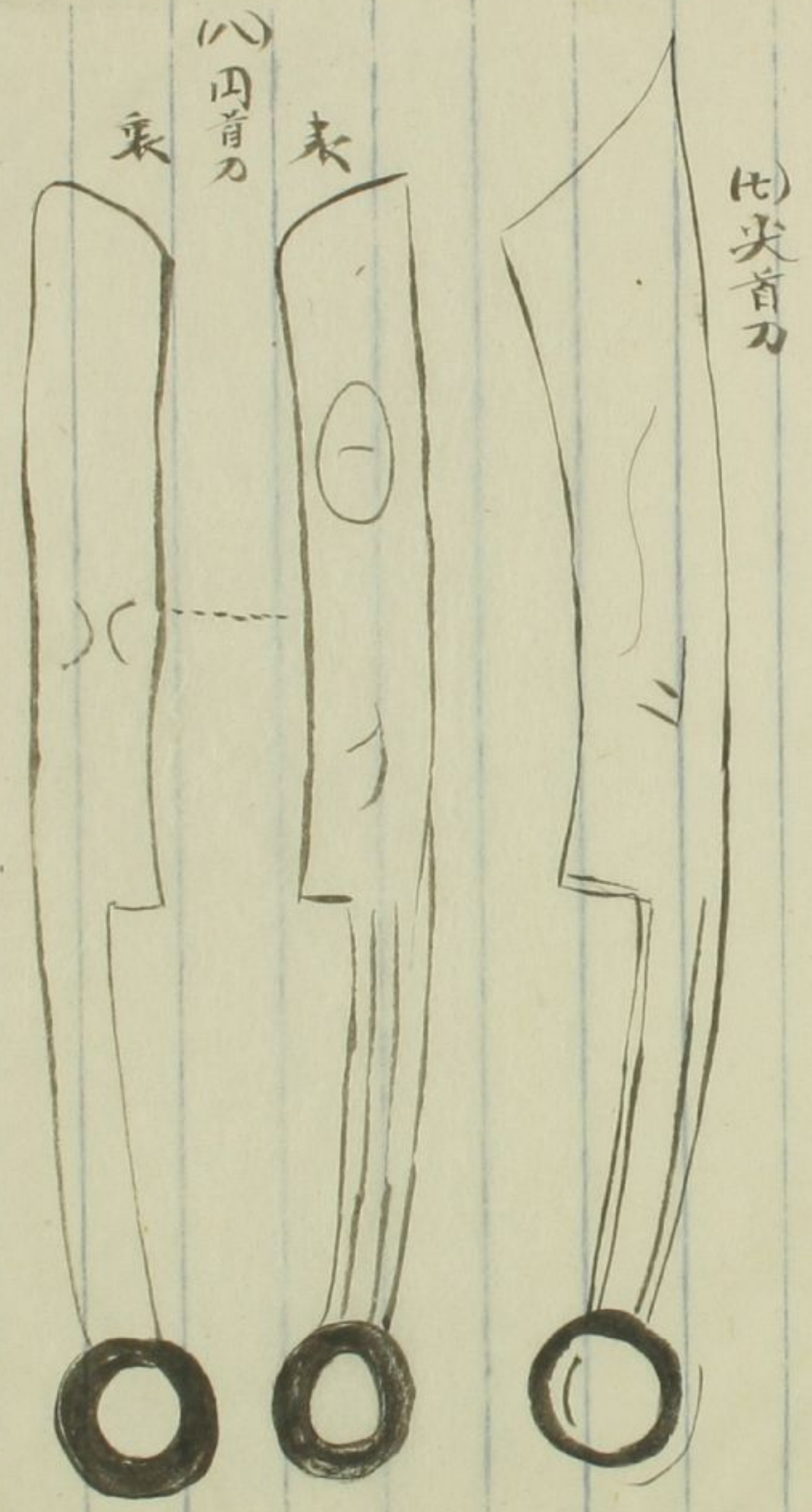


(一) 簪帶

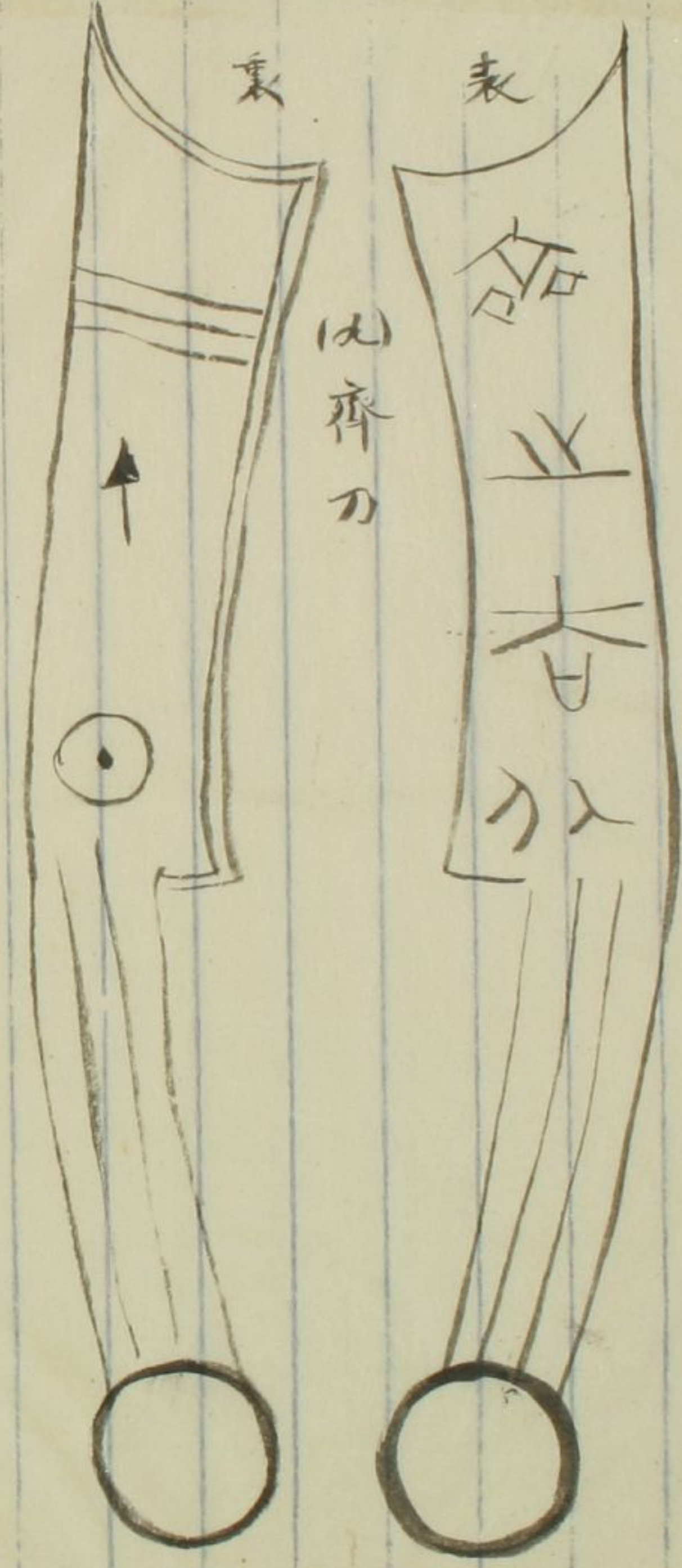
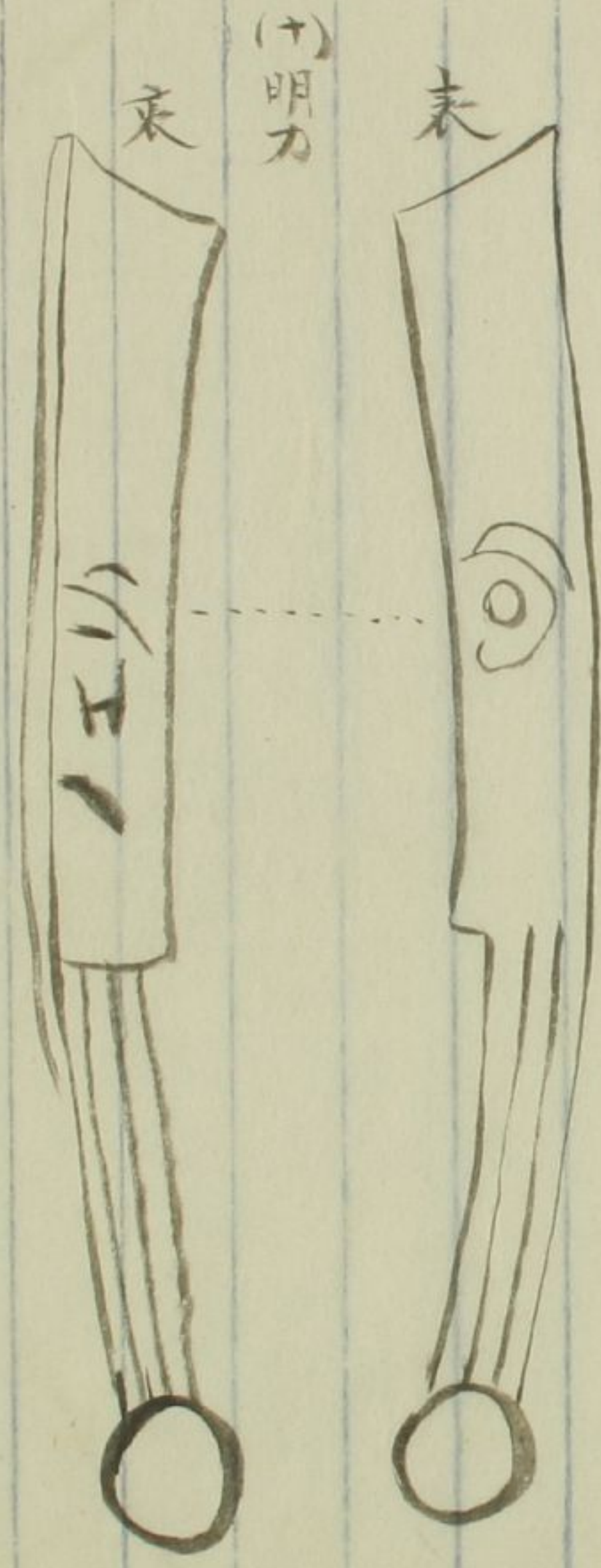


(二) 空首布

十二 山形屋製



十二 (山形屋製)



四解

四ノ主ヲ泉貨の(一)を根と表面と抄額と附し(二)を
皆平ひらきとしんを且つ起糸と一切又(三)を(四)と
し(五)貨車(六)古きを(七)次のに(八)空(九)布
と間々(十)文(十一)あ(十二)又(十三)た(十四)き(十五)の(十六)多(十七)し(十八)を(十九)ん(二十)の(二十一)刀
布(二十二)較(二十三)へ(二十四)て(二十五)夫(二十六)強(二十七)大(二十八)き(二十九)方(三十)を(三十一)ん(三十二)三(三十三)尖(三十四)是(三十五)布(三十六)或(三十七)は
大陰布(三十八)と(三十九)小(四十)の(四十一)に(四十二)多(四十三)借(四十四)る(四十五)文(四十六)曰(四十七)大(四十八)陰(四十九)左(五十)傳(五十一)吾(五十二)地(五十三)北(五十四)布
蓋(五十五)陰(五十六)地(五十七)所(五十八)鑄(五十九)と(六十)記(六十一)す(六十二)の(六十三)四(六十四)も(六十五)方(六十六)是(六十七)布(六十八)安(六十九)陽(七十)布
と(七十一)今(七十二)古(七十三)の(七十四)安(七十五)陽(七十六)泰(七十七)地(七十八)と(七十九)記(八十)す(八十一)の(八十二)五(八十三)も(八十四)同(八十五)布
漢(八十六)布(八十七)と(八十八)小(八十九)六(九十)も(九十一)あ(九十二)る(九十三)布(九十四)と(九十五)今
以上(九十六)の内(九十七)輪(九十八)り(九十九)も(一百)を(一百一)き(一百二)う(一百三)る(一百四)は(一百五)内(一百六)是(一百七)布(一百八)を(一百九)も(二百)少(二百一)く
次(二百二)を(二百三)聲(二百四)が(二百五)布(二百六)一(二百七)次(二百八)と(二百九)空(三百)相(三百一)布(三百二)と(三百三)る(三百四)也

オ七の文(一)も(二)泉(三)貨(四)の(五)に(六)を(七)根(八)と(九)表(十)面(十一)と(十二)抄(十三)額(十四)と(十五)附(十六)し(十七)を(十八)む(十九)と
と(二十)今(二十一)古(二十二)の(二十三)安(二十四)陽(二十五)泰(二十六)地(二十七)と(二十八)記(二十九)す(三十)の(三十一)五(三十二)も(三十三)同(三十四)布
十)と(三十五)泉(三十六)貨(三十七)を(三十八)附(三十九)す(四十)の(四十一)也

○本邦泉貨の時代

才一期 奈良朝より村上市まで

才二期 冷泉帝より正徳可帝まで 即豊臣時代

才三期 後陽成帝より徳川氏の末まで

才一期を大小粒粒のおおんち自國を之を鑄造し之を通用し未だも係るが才二期に入りては遂に鑄造の迹を絶つまう外國鐵子扱をなすをせしむる前者を別の可き必要なきを但し此期の中是利の銀鉄輸入ハ多えざる事言ふるに余と極大の代々王朝の多貨を發行せしむると思ふは、その北の代々の支那洋我邦の夥だしくなる

すもふ一途をん歟、才三期に入ると世も世と変われりて寛永の徳川氏に傳へては徳川氏代ハ此鉄を以てお取にる事言ふるに、程唐の用え通す貨のおくもみりし

十二
山形屋敷

○曲玉製服用の砥石

世人或は曲玉を以つて本部人の物と云ふ事あり然
れども其の格を以て人の物と云ふ事あり然れども
其の思惟し古海より出たる人等其の物と云ふ事あり
と云ふ事あり然れども其の格を以て人の物と云ふ事あり
ふいふ事あり然れども其の格を以て人の物と云ふ事あり
玉を服用の徳名の事あり然れども其の格を以て人の物と云ふ事あり
八木氏の事あり然れども其の格を以て人の物と云ふ事あり
玉の事あり然れども其の格を以て人の物と云ふ事あり
個々の事あり然れども其の格を以て人の物と云ふ事あり
又の事あり然れども其の格を以て人の物と云ふ事あり

石のしる一個をもち、此内おこるをゆは二十八年の去
村民戸谷久次郎りまの掘出しと非社に献納し後
の一個を往年のも掘出しと矢張社に納めし
ゆらこ

左圓よりまをもちと二五七の坊ちまを堅ま寸同横五寸五分
方寸五寸五分と石質を元岡岩よりして其縁を以て曲
玉を磨き一唐造を留まらざりしと此にふらこを
單に磁石をもちえりしものとまをもちて曲玉をもち七せ
すゆらこを其内の一様と磁石とせり大ま、廻附
とらぬぬ

今三個の磁石を調査せり其凹縁の形を兼て
曲玉を磨きしものと内一個を管玉を磨きしものと

曲玉を研らるるものいふに、たまたま、皆伝末に之んあ
つて、このつらみらるる、皆伝本邦
の銅劍銅鐙の類ともなるん
せしことある、唯、新あま之
を神代物と稱し、以て、神代古
器研究の、神代物ともなるを、支
那傳來の品と目せらるるに
因らるる、九州、二島の傳形を
て出し、又、其劍鋒、中衣の型
も、今、まらるるのみ、まらるるを、
あ、後、の、候り、まらるるを、
の、あ、まらるるを、

| | |
|-------|---|
| 圓体立像 | 九 |
| 扁平立像 | 七 |
| 圓体坐像 | 一 |
| 石馬 | 三 |
| 石楯 | 三 |
| 石罨 | 三 |
| 合計二十六 | |

以上を筑後國八世郡吉田一條村に在る者を合せし
 數を考ふるに風土記の文に記せしを其一方を括せし
 こと考ふるに於此石人石柱地を別考ししもの考
 考る者ありん

筑後國八世郡一條村瓢箪古墳の石人二個
 全 國全 郡吉田村字岩尾山瓢箪古墳あり

十二(山形屋敷)

この十五個 内石人九 石楯三 石具三

- 全 上岩尾山東北の瓢箪古墳 個數不詳
- 全 郡青銅寺山(岩尾山と雖も西方一里許) 石人十二縣
- 全 郡久留米篠山神社内石人の首一個(一條村)
- 全 郡福島城址石人二個 石馬一個(岩尾山)
- 全 上福島正福寺石人二個 石馬一個(同上)
- 豊後國日田町隈川の對岸石人一体(岩尾山)
- 東京帝國大學理科大學人類學教室石盾一枚(岩尾山の全)
- 全 帝室博物館(岩尾山の全) 石人一個

以上四十餘個

筑後の石人及び其他の物件を斯く數ふに敢てするも

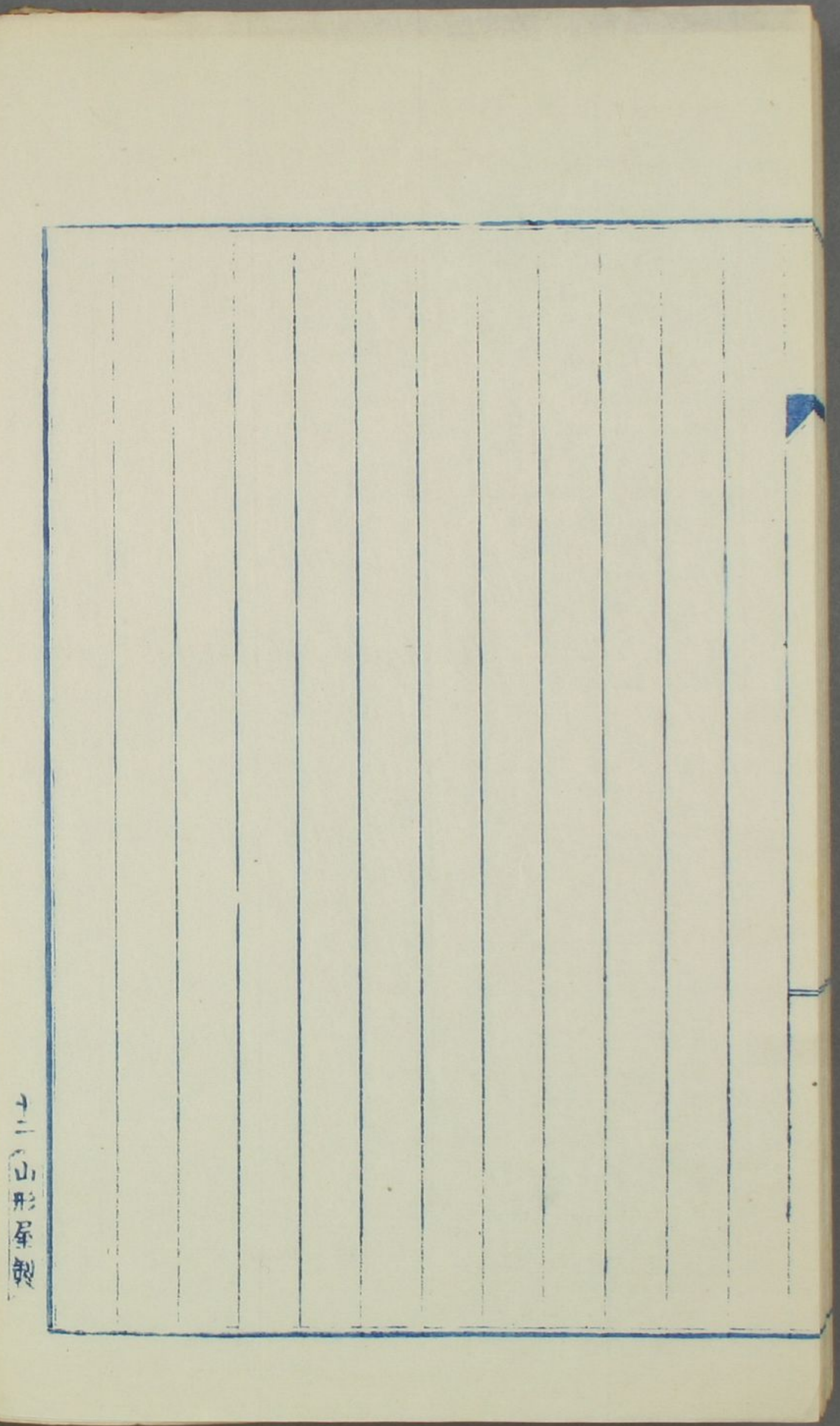
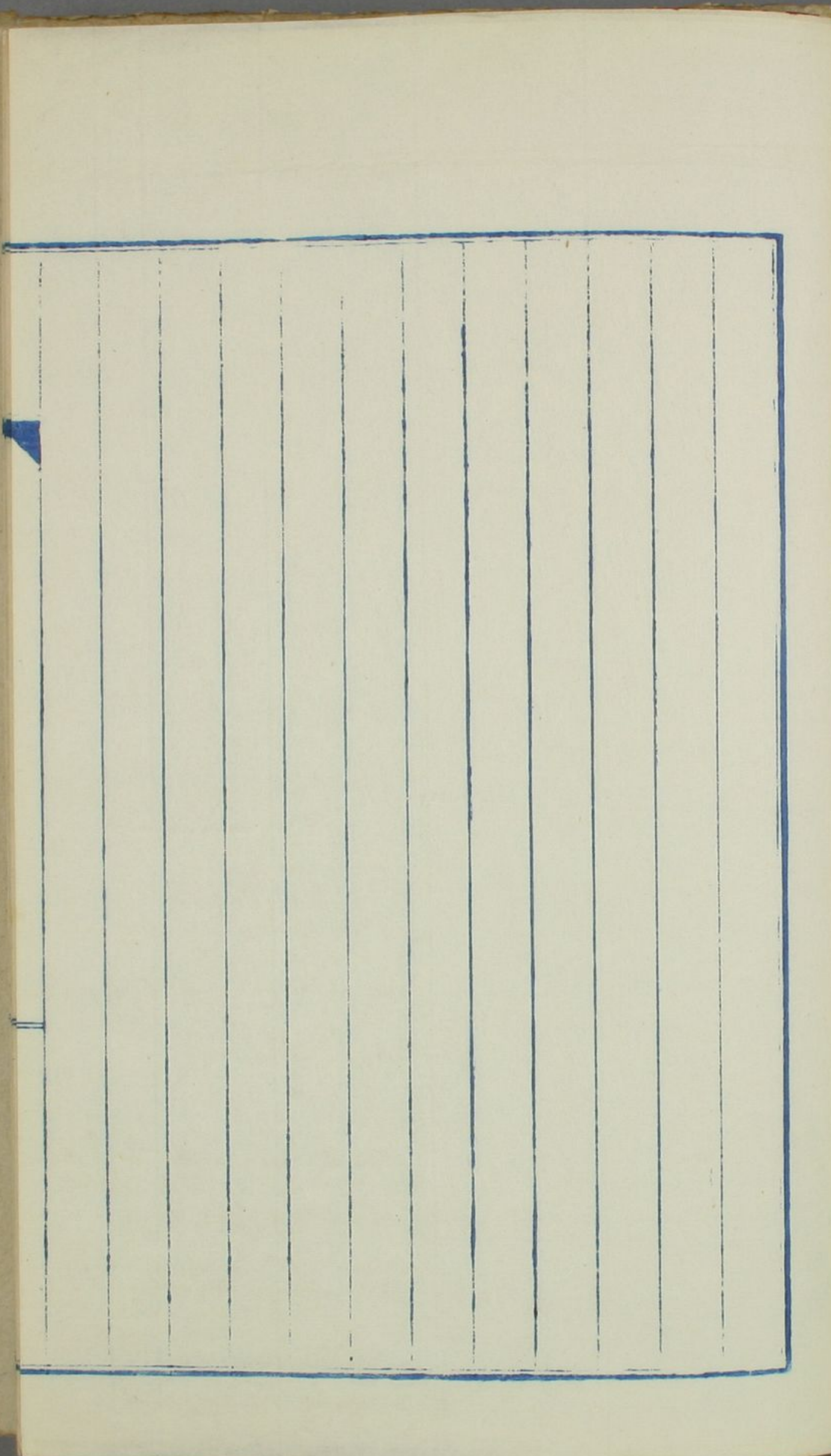
其本之四石、古風土記の文と更ニ其内の一石を
田々んと考ふ於此揚子江と云く蜷川武家の編
七し能後四石製衣古器物圖説云々其の要と攝
能く衆説と集め得る事と云く其の要と攝
其説

歸厚造物に因り能後四石製衣(今八女郡に改まらん)
有曠野、東西三里餘、南北一里餘許、而岡阜相接
曰長嶺、亦曰人形原、昔時以石人稱之、有此稱
先封田中氏築城于福嶋之日、取元壘垣之用、而今猶
存者不少、(中略)我能後四石、約之見史者亦不少矣
八女國有八女媛、水沼有猿大海、四石別、物部阿摩
古、山門縣夏羽并妹田油津媛、四石則田道、山井

萬子、鞆橋、及武内子若子之後、亦封于此、又有孫能
此亦表之祖、能依姬者、而四石別、乃景行天皇七十子
之一、八女媛、猿八媛女、亦出其朝、則其在天皇以前
亦不可知也、然神武天皇既建國、遂稱王、在景行之
前可知也、而人誰能死、而能墳墓、亦猶然、況
中國古多葬之厚、庶人猶然、況國也乎、然則所在
墳立、許多國也、其之不言、而崇井乃其一也、山
皆其所為也、觀其所為者、此其業甚、其品也
皆賢實、固年真、其年父之物、而人馬服壯、之
狀、足以徵古風、補舊典之闕、人馬乃其遺物、
而上宮田倉中所畫者、亦其類而已、石人馬元、皆
彩之、今皆剥落、唯存其色、(中略)因聊因所

視示同志、好古之士幸有神之为知新之一助而已。
 世見此に似く福島の可正福寺経橋石坂の内なる石馬
 あり、正福寺の南向也、経橋を川の南向にあり、
 経橋石坂の角の礎石を則左の石馬なり、此外石
 人石馬の折れをえりし石敷廿一葉にあり、大なる
 者も皆削りてあり、
 あり、
 のみ人の足とあり、
 (申略)又似く福島の可正古傳の坤の角橋を
 あり、石馬二ツ石人一ツ石人の缺四ツあり、
 又圓説の同く「田中老伝」この圓のまゝありし
 けり、上島郡福島傳を築く石坂の石、この石
 をとりしあり、と傳へ、石人一個を築く、

この石も石人あり、地も石も一條の石人と彫る、
 あり、
 馬のあけたる石を城の底に、
 あり、
 あり、
 あり、
 の腰のあけたる石を大の石を、



十二
山形軍製

以下全て
白紙

明治三十五年十
月中浣起筆

春城字人